

写

施設間連携に関する包括連携協定書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社ワールドインテック PM 事業本部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が保有する龍ヶ崎市農業公園豊作村及び乙が保有するこもれび森のイバライドの施設間連携により、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項に取り組むものとする。

- （1）宿泊事業に関する事
- （2）日帰り事業に関する事
- （3）利用者の増加及び満足度の向上に関する事
- （4）イベント等の情報発信及びPRに関する事
- （5）物産品等の相互販売に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙から書面による変更又は解約の申出がないときは、本協定は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（信義誠実の尊重）

第5条 甲及び乙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第7条 本協定に定めるもののほか、本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し、疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月30日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地
茨城県龍ヶ崎市

龍ヶ崎市長 中山 一生

乙 東京都港区東新橋2丁目14番地1
NBF コモディオ汐留4階
株式会社ワールドインテック
PM 事業本部

事業本部長 高井 裕二